

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月25日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 福知山市長田野町2丁目66-3		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本ピラー工場株式会社 執行役員福知山事業所長 藤原 優			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	119 台	0 台	1 台	118 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	4 台	0 台	0 台	4 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	キログラム		11.99	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム	
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアごとに機器担当部署を決定し管理 ・簡易点検マニュアルに基づき各担当部署において簡易点検を実施。 ・点検実施状況は、ユーティリティ管理担当部署（保全技術グループ）にて一覧表を作成し管理を行っている。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄時には、ユーティリティ管理担当部署（保全技術グループ）にて府の登録を受けた第一種フロン類充填改修業者に冷媒用代替フロン回収を依頼する。 			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	エリアごとの機器担当部署により定期的に点検実施し異常が無いことを確認している。			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・充填回収業者から破壊証明書を確認し、適切に処理をされたことを確認する。 			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	老朽化機器の順次更新。 更新時は、地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器（トップランナー機器）の導入を行う。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。